

医療改悪法の強行成立

医療にまで『格差』もちこむ大改悪

参議院議員・比例代表
紙 智子



法案は強行されましたが、医療改悪反対の運動が広がり、改悪反対の署名は全国から二千万人も寄せられました。制度の具体化はこれからです。負担増の撤回とともに、高齢者への差別医療の導入、療養病床の削減、混合診療の本格導入などその具体化を許さないために、全力でとり組みます。

政府がねらう「混合診療」は、このしくみをこわそうというもの

「保険証一枚あれば、必要な医療はすべて受けられる」が、日本の医療制度です。だから、人工透析、眼内レンズなど、最初は保険のきかない高額な医療であっても、やがて保険の対象にしてきました。

「混合診療」導入

「保険証」だけでは病気も治せない

です。「よりよい医療技術や新薬は保険の対象外に。うけるためには高額の治療費が必要」「お金のない人は保険のきく範囲で」——こんな「混合診療」が導入されたら、保険証だけで病気を治すことができなくなってしまう。

とただし、改悪法案の撤回を求めました。

お年寄りや病気の重い患者という、もともと弱い立場の人たちに、苦しみの追いつちをかける、こんな改悪は許せません。

日本共産党の紙智子参院議員は、予算委員会の審議で、医療改悪による負担増は「お金のない高齢者は病院にいられず、必要な医療が受けられない」と批判。病床削減は「病院を出ても行き先のない患者、高齢者が多数出ることになる」

七〇歳以上の窓口負担を二割、三割に引き上げる。高齢者の保険料は年金から「天引き」にする。重症患者の治療費は、老いも若きも負担増。そのうえ長期入院用のベッドをなくし、病院から高齢者を追いだす計画まで…。

窓口負担増、保険料引き上げ 病院追いだし……。



3月24日、質問する紙議員＝3月24日、参院予算委員会集中審議

高齢者の患者への負担増をはじめ、国民にさらなる『痛み』を押しつける医療改悪法が、自民党・公明党の強行で成立しました。

成立した医療改悪法のポイント



●大規模な国民負担増

【2006年10月】

- ▽現役並み所得（注）の70歳以上の高齢者の窓口負担
2割 → 3割
- ▽70歳以上の療養病床入院高齢者の食費、居住費の負担増
- ▽高額療養費の自己負担限度額引き上げ

【2008年4月】

- ▽70歳～74歳の高齢者の窓口負担
1割 → 2割
- ▽65歳～69歳の療養病床入院患者の食費・居住費の負担増

●保険のきく医療と、保険のきかない医療を組み合わせる「混合診療」の拡大

●療養病床の大削減

【2012年3月までに】

- ▽現在38万床の療養病床を約6割削減。具体的には医療型（約25万床）を約15万床に大削減。介護型（約13万床）を全廃する

●後期高齢者医療制度の創設

【2008年4月】

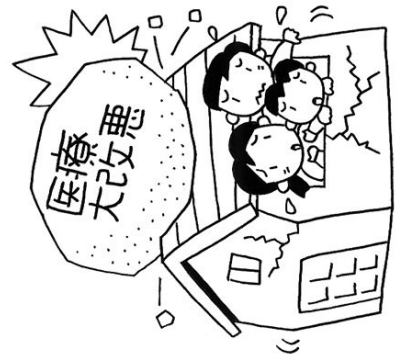
- ▽75歳以上の高齢者だけの医療制度。独自の診療報酬体系をつくるなど「差別医療」を狙う
- ▽75歳以上の全高齢者から保険料徴収（年金からの天引きなど）
- ▽保険料の滞納者から保険証を取り上げ、資格証明書発行の措置が可能に

●国保加入の65歳以上の高齢者の保険料を年金から天引き

●政府管掌健康保険の改変

【2008年10月】

- ▽社会保険庁の運営を切り離し、全国単位の公法人「全国健康保険協会」を設立。都道府県ごとに支部をつくって財政運営をするため、保険料の格差が生まれる



（注）現役並み所得者＝今年8月から
は夫婦2人世帯で年収約520万円以上、
単身世帯で同約380万円以上